

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和元年 10 月 21 日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 平島ショッピングタウン

所在地 岡山市東区東平島 1001 番 1 ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 東洋プロパティ株式会社

住所 東京都港区虎ノ門一丁目 1 番 28 号

代表者の氏名 代表取締役 舟岡 利光

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

① 名 称 マックスバリュ西日本株式会社

住 所 広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

② 名 称 株式会社プラスワン山口

住 所 岡山県赤磐市沼田 1271 番地 1

代表者の氏名 代表取締役 山口 秀幹

(変更後)

- ① 名 称 マックスバリュ西日本株式会社
住 所 広島市南区段原南一丁目3番52号
代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一
- ③ 名 称 株式会社プラスワン山口
住 所 岡山県赤磐市沼田1271番地1
代表者の氏名 代表取締役 山口 秀幹

(4) 変更年月日

令和元年9月10日

(5) 変更する理由

代表者交代の為

2 届出年月日

令和元年10月2日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和元年10月21日から令和2年2月21日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工観光部産業振興・雇用推進課